



高校生も対象です！

『介護福祉士』資格取得研修（実務者研修）の 受講費用を助成します！

枝幸町では、町内の介護従事者の育成・確保のため、「介護福祉士資格取得研修費助成金交付事業」を実施いたします。

『介護福祉士』や『ホームヘルパー』等として、町内の医療福祉施設に勤務して資格取得を希望される方、資格を取得し町内の医療福祉施設へ就職を希望される方、町内在住のご家族を在宅で介護されている方など、介護の知識・技術の取得を希望される方は、是非ご相談ください。

『ホームヘルパー』や『在宅での家族介護』を希望される方は、必ずしも『介護福祉士』の国家資格を取得する必要はありません。

※「医療福祉施設」とは、医療機関、介護事業所、障がい者支援事業所及びその他介護職員を必要とする事業所のことです。

「介護福祉士資格取得研修費助成金交付事業」とは？

【事業の目的】

介護福祉士として必要な知識・技能を取得するための「実務者研修」を修了した方に、研修経費の一部を助成することにより、町内の介護職に従事する人材の育成確保と定着及び町民が介護に関する知識・技術を身につけることにより、地域社会の介護力の向上を目的としています。

【助成の対象者】

助成の対象となる方は、次の項目すべてに該当される方です。

- ① 枝幸町に住所を有している方
- ② 町税等を滞納していない方
- ③ 実務者研修を修了している方（ただし、平成31年4月1日以降に受講された方）
- ④ 次のいずれかに該当する方
 - ア. 町内にある医療福祉施設に勤務されている方
 - イ. 町内にある医療福祉施設に勤務予定、または希望する方
 - ウ. 町内在住のご家族を在宅で介護されている方、または介護する予定のある方

【助成金の額】

助成金には、次の3種類があります。ただし、他の機関等から助成を受けることができる場合は、その額を控除した額となります。

- ① 受講料：実務者研修受講料の9割以内とし、15万円を限度とします。
- ② 交通費：北海道内の研修地までに要する往復の鉄道賃、バス賃を最も経済的な方法により算出した額となります。
- ③ 宿泊料：研修1日につき1泊分の基本宿泊料（飲食代、駐車料金等を除く）とし、1泊5千円を限度とします。

【交付申請書類】

交付申請には、申請書に添付する次の書類が必要ですので、事前にご確認ください。

- ① 実務者研修の修了証明書、または受講修了を証明する書類
- ② 受講料の領収書、またはクレジット契約書等の受講料の確認ができる書類
- ③ 他の機関等から助成を受けている場合は、助成金の額が確認できる書類
- ④ 宿泊料の領収書及び明細書（基本宿泊料、飲食代、駐車料金等が確認できるもの）
- ⑤ その他町長が必要と認める書類



【申請期間】

交付申請は、研修が終了した日の翌日から起算して3か月以内ですので、研修が終了したら忘れずに早めに申請するようにしてください。

【就労等の義務】

この助成制度を受けた方は、次のような介護職に従事する義務があります。

- ① 町内の医療福祉施設に勤務している方は、原則として、交付を決定した日から起算して3年以上は、継続して勤務しなければなりません。
- ② 医療福祉施設に勤務していない方は、介護職員、またはホームヘルパーとして、交付決定した日から起算して、おおむね3か月以内に町内の医療福祉施設に勤務し、継続して3年以上勤務しなければなりません。ただし、医療福祉施設の事情により勤務できない場合は、猶予期間を最大1年まで延長いたします。
- ③ 町内のご家族を在宅で介護するために実務者研修を受講した方は、そのご家族を介護している期間は②の勤務要件は適用されません。

【交付決定の取消し】

次の各号いずれかに該当した場合は、助成金の交付決定を取消し、助成金を返還しなければなりません。

- ① 助成金の交付決定後3年以上、医療福祉施設で介護に従事しないとき。
- ② 助成金の交付決定後1年以内に、医療福祉施設に勤務しないとき。
- ③ 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- ④ その他町長が相当な理由があると認めるとき。

※ ただし、①、②の場合で医療福祉施設の特別な事情により勤務できない場合などには、その特別な事情の理由により考慮される場合があります。



申請を希望される方や申請を予定している方などは、事前に下記までご相談・お問い合わせください。

《お問合せ先》 保健福祉課福祉介護グループ
☎0163-62-1337